

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての専門家の関与の有無（7項）	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後に不交付とした事の有無、理由（11項～13項）
北海道	有り	文化団体を統括する代表者、作家演出家	北海道文化財団の規定による	北海道文化財団 文化交流事業助成要綱助成要綱の通り 内容に渡るものは見当たらない	専門委員会の諮問をもとに北海道文化財団理事長	—	無し
青森県	無し	—	—	青森県補助金等の交付に関する規則第3条 参照 内容に渡るものは見当たらない	部長	当該補助金は、県総合美術展の開催費補助であり、補助金交付事務に当たっては、毎年度、主催団体との情報交換、現場確認等により状況を明確に把握しており、その内容も専門家の意見を参考とする内容であるとは認識していない	無し
宮城県	無し	—	—	「宮城県文化芸術の力による心の復興支援助成金」については、必要性、有効性、実現性、経済性 内容に渡る者は見当たらない（このほかの補助事業として、アートフェス及びオーケストラへの助成制度あり これらは細目なし）	所属部長及び財政課等	補助事業の妥当性や得られる効果について、制度を創設した県が責任を持って判断する必要があると考えられるため	無し
秋田県	有り	文化・芸術、経済、観光分野の団体に所属する役員	専門家及び行政職員で構成される審査委員会が検討したものを審査材料とする	波及性、発展性、交流性、保存性、集客性 補助金交付の対象とならない団体の中に「特定の政治活動または宗教活動を目的とする団体」と明記あり	審査委員会	—	無し
栃木県	有り	大学教授、報道機関職員、文化団体関係者等	審査委員会が選考基準の項目を点数化して検討 助成対象外となる事業として「特定の政治、宗教活動を目的とする事業」との明記あり	具体性、実現可能性、公開制、予算積算、事業運営の適正性、貢献度、独創性、発信力、担い手育成、発展性、継続性、等	有識者で構成する審査委員会の意見を聞いた上で知事が決定	空白（記載なし）	有り 交付決定後、実施団体においてコロナ防止の観点から事業を中止したため
埼玉県	有り	①文化振興基金助成事業：文化団体連合会役員、舞踏家、合唱連盟役員、文芸団体役員、マスメディア役員、行政職員 ②文化プログラム公募事業：文化芸術団体職員、美術系大学教員、シンクタンク研究員、文化系NPO法人役員、行政職員	①文化振興基金助成事業：審査委員会において実現性、事業内容、経費の適正、事業効果の観点から ②文化プログラム公募事業：事業の整合性・有効性、影響力・波及力、実現性、将来性・継続性、新規性・独創性・チャレンジ性の観点から総合的に審査を行う	左欄参照 埼玉県文化振興基金助成金交付要綱の第2条に助成対象外の事業として「特定の政治、宗教活動を目的とするもの」との明記あり	県財務規則に定める補助金交付金額に応じた決裁区分により課長が決裁	該当なし（専門家の関与有り）	無し

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての専門家の関与の有無（7項）	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後に不交付とした事の有無、理由（11項～13項）
千葉県	無し	空白（記載なし）	空白（記載なし）	選考にあたっては、審査会において、事業内容や実効性、効果、収支等を勘案し、総合的に評価する	知事	審査会を設置し、審査要領に基づき適正に審査の上、補助対象団体を決定しているため	無し
東京	無し（都の政策連携団体である東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京が助成を行っている）	-	-	-	-	-	-
神奈川県	有り	①「文化芸術活動団体事業補助金」公立施設の館長・チーフプロデューサー、新聞社文化部長、大学教授②「マグカル推進事業補助金」及び③「神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金」大学教員、メディア関係者、文化芸術団体役員、NPO法人代表等	①文化芸術振興審議会規則の通り、②③募集要項に基づき外部専門家を含めた審査会を実施	募集要項の通り（宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められる事業は対象とならない）	審査等の経緯を踏まえ文化課長が決裁	-	①有り 決算報告書を確認したところ補助金がなくても事業可能となっていたものについて交付決定を取り消す
富山県	無し	-	-	補助金交付要綱第2条1項 特色ある芸術文化の振興に資するか否かで判断 対象外事業としては、同第3条で営利目的事業に要する経費、その他補助することが適当でないと認められる経費とされており、内容に渡るものは見当たらない	知事：1件7000万円以上、部長：1件5000万円以上7000万円未満、課長：1件5000万円未満	補助金交付要綱第6条において、必要に応じて現地調査等を行うとされており、必要に応じて専門家の意見を確認することも想定しているため	無し

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての専門家の関与の有無（7項）	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後に不交付とした事の有無、理由（11項～13項）
石川県	有り	県内文化団体の活動に見識の深い者	（補助金交付の主体は公益財団法人いしかわ県民文化振興基金と思われ、その）理事会が設置する選考委員会における審査（同財団法人の募集要項あり）	県内文化団体が新たに企画、実施される文化活動事業であること（場外対象として、特定の政治活動または宗教活動を目的とするものは除外する旨を明記）	（公益財団法人いしかわ県民文化振興基金と思われる団体の）理事長	—	無し
山梨県	無し	—	—	交付要綱の通り（特記すべき事項見当たらず）	知事（金額により専決決定あり）	補助対象が山梨県芸術文化協会のみであるため	無し
愛知県	有り	愛知県文化活動事業補助金企画審査会委員（大学教授、公立美術館館長、評論家、芸術家等）	外部有識者で構成する愛知県文化活動事業費補助金企画審査会で選考または承認の上、交付を決定	先駆性、実験性、発信性、国際性、将来性、貢献度など（補助金実施細則の7のとおり）（実施細則に宗教的または政治的宣伝意図を有しないことを明記）（細則3「補助事業の要件」）	知事（但し愛知県事務決裁規程により全体総額が3000万円以上の場合は文化部長が専決、3000万円未満は文化芸術課長が専決）	—	無し
京都府「古典芸能振興公演補助金」	有り	古典芸能、舞台芸術に関する大学教員、評論家等の有識者	補助金交付要綱に基づく意見聴取会議で協議	次世代等が古典芸能に親しみ、理解を深める上で有益な取組を有しているか 京都の文化力の向上及び古典芸能の発展に資するものか	文化振興スポーツ部副部長	—	無し
京都府「地域における舞台芸術振興・次世代体験推進事業補助金」	無し	—	—	地域における舞台芸術振興に資する公演か 次世代が参加可能な付帯事業を伴っているか 入場料は妥当か	広域振興局長	補助対象者が公立文化施設、市町村、公益法人等に限定されており、日常的に状況を把握している	無し
京都府「文化力チャレンジ補助金」	有り	大学教授、公設文化施設事務局長、ギャラリー代表	意見聴取会議設置要領による意見聴取会議	チャレンジ性、公共性・公益性、実現可能性、今後の継続性・発展可能性	文化スポーツ部副部長	—	無し

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての専門家の関与の有無（7項）	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後に不交付とした事の有無、理由（11項～13項）
大阪府	有り	アーツカウンシル部会長（2020/4/1現在）フ リーアートアドミニスト レーター中西美徳氏、大 阪大文学部准教授古後奈 緒子氏、東リいたみホ ール館長権田康行氏、相 愛大学文学部准教授志村 聖子氏、インディペン トキュレーター山中俊広氏	アーツカウンシル概要 行政と一定の距離を置き、芸術文化の 専門化等による、評価、審査等を行う 「アーツカウンシル」の仕組みを平成 25年度に導入 大阪府・市の施策を統一的に推進する べく、府市共同により文化振興会議を 設置し、その部会としてアーツカウ ンシルを設置する これにより専門性、透明性、公正性を 確保する	各補助金の募集要項参照（「宗教的 政治的宣伝意図を有しないこと」と の条件あり）	書類及び面接審査はアーツカウ ンシル部会が行い、その結果を 踏まえ、大阪府が交付決定を行 う	—	有り 交付決定後の事業の中 止の申し入れに伴うもの
兵庫県	有り	文化関連の有識者（大学 教授、新聞社役員・OB）	審査委員会による補助対象となる事業 及び文化団体等の選考	補助対象者、補助対象事業、補助対 象経費 ※各補助金の実施要領に「政治的・ 宗教的活動を目的としているとみな されている事業」を補助対象事業と しない規定あり	所管組織の長（芸術文化課長 他） ※金額によって異なる	—	無し
奈良県	有り	報道関係者、エッセイ スト、専門学校長、大学准 教授	第2次審査において、外部有識者等 を含む審査委員会による審査を実施 している	第1次審査で補助対象団体及び補助 対象事業の要件を満たし、奈良県の 文化芸術の振興に寄与すると認めら れること、第2次審査で目標設定の 妥当性、手段の有効性、公益性（不 特定多数の者に効果が還元される公 益性の高いものか）等を判断 募 集要項に政治活動または宗教活動を 目的にしないこと、との明記がある	知事	—	無し
和歌山県	有り	メディア関連、学識者等	県文化・スポーツ振興助成事業にかか る事業の審査及び選考を行う選考委 員会を設置している	要綱第2条、3条 2条2項で補助事業 は「宗教的または政治的意図を有し ていないこと」「公序良俗に反しな いこと」、同3項で補助対象団体は 「政治活動または宗教活動を主たる 目的としていないこと」との要件規 定あり	課長	該当なし（専門家の関与有り）	有り 交付決定後の主催者の 責によらない自由による事業 の中止の申し入れに伴うもの
徳島県	有り	文化芸術関係者、その他 有識者	審査委員会で、外部有識者を含む審査 委員による採点評価と意見を踏まえた 上で採択事業及び補助金額を決定し ている	申請の妥当性、計画の具体性、新規 性と将来性等々 内容にわたるものはない	県民文化課長	—	無し

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての専門家の関与の有無（7項）	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後に不交付とした事の有無、理由（11項～13項）
高知県	有り	県文化財団理事長、県文化協会事務局長、県立美術館館長、NPO法人こうち音の文化振興会理事長、テレビ高知編成業務局編成業務部長、県立県民文化ホール館長、県立文学館学芸課長、NPO高知文化財研究所代表、県観光コンベンション協会プロモーション部チーフ、高知大学人文社会学系教育学部准教授 10名	執行委員会形式で高知県文化財団が事務局となり、事務局が審査項目により点数化したものを参考に執行委員会による審査会（2回程度）で採択団体を決定	創造性、地域性、持続性、波及性、実現性の有無 特段内容に渡る規定は見当たらない	執行委員会により決定 県は決定に関与せず	—	無し
鳥取県	有り	大学教員、文化活動団体代表者、県文化振興財団職員、県立博物館学芸員、県立図書館司書職員等	鳥取県補助金等審査会（文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会）	県文化芸術活動支援補助金交付要綱において補助金を交付しない事業を明記している 第3条4項 寄付行為を目的とした事業または宗教的または政治的宣伝意図を有する事業については交付しない	補助金所管所属の長（通常は課長）	—	無し
佐賀県	無し	—	—	事業目的に沿った内容となっているか、創造的な企画内容か、企画内容を実施できる体制が整っているか等要綱には特になく渡る規定はない	県文化課長	佐賀県が行っている補助事業は、全国的に実施されている障害者芸術文化活動普及支援事業であり、その支援対象として県が認めた団体のみのものである 同県の回答としては、「当該団体が定期開催する協力委員会の構成員の中に、県文化課・障害福祉課・美術館をはじめ、様々な民間団体も含まれるため、事業実施段階でのチェック体制が十分に整っていると考えられるため」とのこと	無し
長崎県	無し	—	—	補助金事務チェックリストのとおり、内容が法令や要綱に違背していないかどうか等 内容にわたるものはない	文化観光国際部長、又は、文化振興課長	事業内容に応じて専門化の意見を参考としているが、現在の本県補助メニューは定例的なものであるため、制度的な仕組みを準備していない	無し
鹿児島県	有り	大学教授、文化団体関係者、民間有識者等	文化芸術創造活動支援事業文化力向上委員会の設置	募集要項の10項の通り（内容が文化芸術活動の継続や人材育成に資するものとなっているか否か等、宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるものは除外する旨が明記されている）	部長、課長又は課長補佐	—	無し

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての 専門家の 関与の有無 (7項)	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕 組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後 に不交付とした事の有無、理 由（11項～13項）
札幌市	有り	文化施設関係者、学識経 験者、文化団体関係者等	有識者による選考委員会で選定	活動内容、経緯、団体について等を 検討し、補助対象として適切か否か を審査する 政治的宗教的普及宣伝を目的とする 活動は不可	有識者等からなる選考委員会	—	有り 対象事業の活動が中止 になったため 市役所内で決済
さいたま市	無し	—	—	市文化芸術都市創造補助金交付要綱 によると、宗教的または政治的な宣 伝意図を有する事業、営利を主たる 目的とする事業等の除外規定がある	補助制度については文化振興課 内で書類等を審査し、決裁区分 に応じて決裁を取り、市として 交付決定 このうち、一部の補助制度につ いては、同課職員による審査に 加えて、他部署の所属長等により 組織された審査会において審査 を実施し、最終的には文化振 興課が決裁区分に応じた決裁を とり、市として交付決定	一定の要件を満たせば交付決定する 審査基準の中に、事業の芸術性の高さなど 専門家の知見が必要となる事項を含んでい ないので、当否の判断において職員による 審査で足りると考えている	無し ※申請者が実績報告書を提出 しない等手続きを履行しな かったことにより、後日交付 決定を取り消した事例はある が、補助事業の内容を理由と して不交付決定した事例は無し
千葉市	有り	学識経験者、関係団体を 代表する者	千葉市文化芸術振興会議設置条例に基 づき委嘱した委員を出席者とする千葉 市文化芸術振興会議にて、補助事業の 選定を行う (同条例第3条1項 振興会議は、委 員10人以内で組織する 2項 委員は、 次に掲げる者のうちから、市長が任命 する(1)学識経験者(2)公募による市民 (3)関係団体を代表する者(4)その他市 長が適当と認める者 以下略	募集要項に基準を明記 市民参加 性、集客性、将来性、独自性等々 集客性として「多くの市民に鑑賞機 会を提供すると認めらる」「市民が 気軽に鑑賞するための工夫がみられ る」とある 政治宗教目的は不可と明記	市長	—	無し
川崎市	無し	—	—	各要綱の通りとなっており、特に内 容についての条件を求めるものは見 当たらない	川崎市事務決裁規程の通り 局 長：1千万円超 部長：1千万円 以下 課長100万円以下	交付の決定はあらかじめ規則及び各要綱に 定められた手続きに基づき行うことから、 当否について専門家の意見を要するもの ではないため	無し
相模原市	有り	学識経験者、文化団体役 員	専門家が選考委員会に委員として参加 している	文化芸術性、発表性、交流性、公共 性 政治的宗教的な事業ではないことと 明記	外部有識者で構成する選考委員 会にて選考	—	無し
静岡市	無し	—	—	補助の対象は静岡市文化協会及び静 岡市羽衣まつり運営委員会に対する もので、経費として認められる項目 が列挙されているが、目的や内容等 に関しての基準はないようである	市長	要綱で補助対象経費を明示しており、申請 があった場合は、法令、予算等に照らして 内容を審査しており、必要があると認める ときは現地調査等を行うため、専門家の意 見聴取等はしていない	無し

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての専門家の関与の有無（7項）	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後に不交付とした事の有無、理由（11項～13項）
浜松市	有り	市内のNPO法人関係者、市内外の大学の教授等	専門家が外部審査員として審査に参加して補助事業を決定	募集案内の審査のポイントに明記 新規性、創造性、独創性、波及効果等々 募集案内に政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業は不可と明記	外部審査員を交えた審査会の結果をもとに補助金所管課担当課長が決定	-	無し
大阪市	有り	【2020年4月1日現在】 一般社団法人アーツシー ド京都支配人陰山陽太、 神戸女子大学政学部教授 梶木典子、静岡大文化芸 術大学文化政策学部教授 片山泰輔、大阪大大学院 文学研究科教授永田靖、 フリーアートアドミニス トラーター中西美穂、大 阪府立大大学院経済学研 究科教授橋爪紳也、浪曲 師春野恵子、追手門学院 大国際教養学部講師広瀬 依子、神戸大大学院国際 文化学研究科教授藤野一 夫、近畿大文芸学部教授 森口ゆたか、劇作家わか ぎゑふ	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1051/00000000/20201106.gaiyou.pptx">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1051/00000000/20201106.gaiyou.pptx</a>	助成の対象とならないものとして、 政治的または宗教的な普及宣伝活動 とみなされるもの等の規定あり	書類及び面接審査は大阪府市文 化振興会議アーツカウンシル部 会が実施し、その結果を踏まえ 大阪府市が交付決定を行う	-	有り 交付決定後、当該事業 者からの中止、廃止の申請を 受け、不交付とする事例があ る
堺市	無し	-	-	特定団体への補助金であり、公募型 補助金ではないので、選考は行わ ず、当該団体から提出された交付申 請書類が補助基準を満たしていれば 交付決定を行う各団体ごとに交付要 綱があるが、それぞれ交付条件の検 討対象項目に内容にわたる要件はな い	団体に応じ、局長または部長ま たは課長	-	無し

資料編 ※掲載許可をいただいた自治体のみ記載しております

	制度としての専門家の関与の有無（7項）	専門家の属性（8項）	専門家の意見を参考とする制度的な仕組み・プロセス（9項）	選考の基準（5項）	決定権限者（4項）	専門家を介在させない理由（10項）	一旦補助金交付を決定し、後に不交付とした事の有無、理由（11項～13項）
神戸市	無し	—	—	<p>補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、客観的に見て公益上の必要があるかどうか等々</p> <p>交付に関する規則によると、申請に対し、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適否を検討となっているが、それ以上の規定はない</p> <p>神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成に関する要綱によると、第6条で、政治活動または宗教活動でないこと、営利を主目的とした活動ではないこと、広く一般に公開されていること等の要件が記載されている</p>	<p>市長及び補助金等に係る予算の執行の権限について委任を受けた者</p>	<p>補助金の種類は多岐にわたることから、一律に専門家の意見を参考とする制度は設けていない</p> <p>ただし補助金の性質に応じて、交付先の選定に当たって専門家の意見を聞くことは妨げられていない</p>	<p>把握できていない</p>